

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サモア	島嶼間フェリー建造計画のため の贈与に関する日本国政府とサ モア独立国政府との間の交換公 文	島嶼間フェリー建造計画を実施するために必要な 1. フェリーの建造に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記2.の機材を据付けた上記1.のフェリーの輸送に 必要な役務の供与 4. 上記1.のフェリー及び上記2.の機材の操作指導に必 要な役務の供与	1,319,000千円 H21. 3.31まで	H20. 6.12 アピアで (同日)	日本側 高橋利弘在サモア 大使 サモア側 トウイスガレタ ウア・ソフアラ・アザエ アウカ公共事業・運輸・社 会基盤担当大臣	H20. 6.26 373号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。